

くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業
(県南地域フードバレー機運醸成事業) 補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、燃油・資材価格高騰の影響を受けているくまもと県南フードバレー推進協議会会員をはじめとする県南地域の農林畜水産業者や食品加工事業者等(以下「会員等」という。)を支援するため、地元におけるフードバレー構想や関連商品の認知度向上、機運醸成、県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大等の取組みにより、会員等の生産性向上や県南産食材等の認知度向上、会員等の緊急的な収益改善を図ることを目的とする。

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる経費、事業者、補助上限額は別表1のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条ただし書きを適用し、承認申請は不要とする。

(補助金の交付申請書)

第5条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業者が知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

(実績報告)

第8条 要項第13条第2項の事業実績書及びその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号を準用する。)
- (2) 補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)6月16日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業者	補助上限額
<p>地元におけるフードバレー構想や関連商品の認知度向上、機運醸成、県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大等の取組みにより、会員等の生産性向上や県南産食材等の認知度向上、会員等の緊急的な収益改善を図ることを目的とした「くまもと県南フードバレー」に関する取組みに要する以下の経費</p> <p>(1) イベント等の実施に要する経費</p> <p>(2) その他、フードバレーの機運醸成を目的とした取組みに要する経費</p>	<p>民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体</p>	<p>(1)～(2) 定額(上限 30,000千円)</p>